

議第二十八号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「児童等（法第六条の二第一項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

第二十九条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同号イ中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第三十七条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第五十八条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第九十条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第九十三条中「第四十三条の五」を「第四十三条の二」に改める。

第九十八条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下「乳児院等の長」という。）として勤務している者は、改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

（岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

3 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表第十二条の項中「児童等（法第六条の二第一項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

提案説明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院等の長の資格要件のうち、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した期間を勘案するものを、児童福祉法に規定する相談援助業務に従事した期間を勘案するものとする等のため、この条例を定めようとする。